

フードテックワーキンググループ運営規則（案）

〔令和7年12月25日
フードテックワーキンググループ座長決定〕

「フードテックワーキンググループの開催について」（令和7年12月25日農林水産大臣決定）第4項の規定に基づき、フードテックワーキンググループ運営規則を次のように定める。

（総則）

第1条 フードテックワーキンググループ（以下「WG」という。）の議事の手続その他WGの運営に関し必要な事項は、「フードテックワーキンググループの開催について」に規定するものほか、この規則に定めるところによる。

（会議）

第2条 WGの会議（以下単に「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、会議を招集しようとするときは、第6条の事務局を通じて、構成員に対しあらかじめ議題、日時等を通知しなければならない。

（会議の公開）

第3条 議事は、原則として非公開とする。

（議事概要等の公開）

第4条 座長は、議事の経過について、会議に出席した構成員等の確認を得て議事概要を作成するものとする。

2 議事概要及び配布資料は、原則として公開とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、議事概要及び配布資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

（領域別ユニットの設置）

第5条 WGにおけるフードテック分野の検討に資するため、WGの下に、植物工場、陸上養殖、食品機械及び新規食品の領域ごとに、ユニットを設置する。

2 各ユニットのリーダー及び担当課室は、別紙のとおりとする。

3 ユニットにおいては、事業者等へのヒアリングを行い、各領域の現状把握及び推進方策の検討等を行う。

4 ユニットでのヒアリングや検討等は、原則として非公開とする。

（事務局）

第6条 WGの庶務は、省内関係課室並びに経済産業省イノベーション・環境局イノベーション政策課大学連携推進室及び商務・サービスグループ生物化学産業課の協力を得て、農林水産省大臣官房政策課技術政策室に事務局を置いて行う。

フードテックワーキンググループ 領域別ユニット

【植物工場ユニット】

リーダー： 根本 幸典 WG座長代理

担当課室： 大臣官房 政策課

農産局 園芸作物課 ※

農林水産技術会議事務局 研究推進課

研究開発官 ※

【陸上養殖ユニット】

リーダー： 山下 雄平 WG座長代理

担当課室： 大臣官房 政策課

農林水産技術会議事務局 研究推進課

水産庁 増殖推進部 栽培養殖課 ※

研究指導課

【食品機械ユニット】

リーダー： 広瀬 建 WG座長代理

担当課室： 大臣官房 政策課

大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課 ※

農林水産技術会議事務局 研究推進課

【新規食品ユニット】

リーダー： 山本 啓介 WG座長代理

担当課室： 大臣官房 政策課

大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課 ※

農林水産技術会議事務局 研究推進課

注1 ※の記載のある課室が、各ユニットの取りまとめを行う。

注2 各ユニットのリーダーは、必要があると認めるときは、当該ユニットの活動に、当該ユニットの担当課室以外の課室の担当者等を参加させることができる。